

電子交換所の設立に伴う代金取立手数料の改定および 小切手・手形の払戻可能日時の変更について

全国銀行協会は2022年11月に電子交換所を設立し、小切手・手形の交換は、原則として「現物交換」から「電子交換」に移行します。

これに伴い、京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、2022年11月1日（火）より代金取立手数料の改定をいたします。また、小切手・手形の払戻可能日時を一部変更いたします。

今後も金融サービスの向上に努めて参りますので、一層のご愛顧をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料の改定

(1) 改定内容

(1通につき・税込)

	現行区分	現行	改定後
窓口入金	同一交換所	無料	無料
	他地区交換所 当金庫本支店券	440円	
	他地区交換所 他行券	880円	
代金取立	同一交換所	220円	440円
	他地区交換所 当金庫本支店券	440円	
	他地区交換所 他行券	880円	
個別取立（電子交換不能なもの）		—	880円

※電子交換不能なものとは、電子交換所に参加しない金融機関の小切手・手形や、旅館券・通帳等、現物を郵送等により取立手続きするものをいいます。

※不渡手形返却料、取立手形組戻料（いずれも880円）は、変更ありません。

(2) 改定日

2022年11月1日（火）受付分より

ただし、割引手形については2022年10月31日（月）実行分より改定いたします。

2. 小切手・手形の払戻可能日時について

電子交換の開始により、小切手・手形の交換は、各地の手形交換所に現物を搬送する方法から、全国で一つの電子交換所にイメージデータを送受信する方法に変更になります。

よって、小切手・手形の券面に記載された支払地にかかわらず、ご入金口座からの払戻可能日時が統一されます。

(1) 変更内容

現 行		変 更 後	
区 分	払出可能日時	区 分	払出可能日時
当金庫本支店券 京都・大阪・大津・奈良交換所で 交換可能な他行券	入金日を含む 3 営業日目の 12 時	当金庫本支店券 他行券 (電子交換可能 なもの)	入金日を含む 3 営業日目の 12 時
上記以外で交換可能な他行券	入金日を含む 5 営業日目の朝		

※電子交換不能なものについては、個別取立となり、上記対象外となります。

(2) 変更日

2022年11月4日（金）電子交換分より

（2022年11月1日（火）入金分の一部と同2日（水）以降の入金分）

3. その他

電子交換の開始後も、お客さまの小切手・手形のお取扱方法に変更はなく、すでにお持ちの小切手・手形も引き続き利用可能です。ただし、イメージデータで券面情報を送受信することから、振出にあたっては鮮明に記入いただく、券面にメモ書きをしない、等の注意事項がございます。

2021年6月の政府「成長戦略実行計画」をうけ、金融界では、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。紙の手形・小切手には、管理コスト、紛失・盗難リスク等があります。「インターネット振込」や「でんさい」の利用により、決済・経理事務の効率化、ペーパーレス化をぜひご検討ください。

当金庫では、お客さまの利便性向上に努めてまいりますので、今後ともよろしくごお願い申し上げます。

以上